

ボーナス
カット

共同訴訟結審！！

会社からの不当なボーナスカットに抗して、2016年1月25日に賃金請求を求めて闘ってきたBC共同本人訴訟〔山口敏明さん、前田稔さん、島津力さん（大阪仕業検査車両所分会）〕が、2018年1月19日に結審しました。尚、3月23日判決が下されます。

以下が、最終陳述書の一部です。

～前略～（6）事象No.8、9、10について

被告は、櫻田陳述書（乙C第2号証の6）、乙C第1号証を提出し、櫻田助役が証人として証言したが、その信用性は低く、いずれも立証はされていない。

～櫻田助役が主張する原告の非違行為の具体的な証拠は、櫻田助役のメモ（乙C第1号証）だけである。

さらに、櫻田助役は、過去に間違った注意指導を数件、会社が勤務中禁止している（歩マホ）を行っており、資質を欠く管理者であるといわざるを得ない。したがって、事象No.8、9、10に対する櫻田助役の陳述及び証言は信用性がない。～

2年間の闘いに対して、組合員の皆さん、そして他労組組合員の皆さんの支援・連帯に心から感謝とお礼申し上げます！